

平成16年10月28日

周南市長 河村和登 様

新南陽地区地域審議会
会長 菊地 光雄

意見具申について

新南陽地区地域審議会では周南市新南陽地区に関わる事業について審議をいたしました。

徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町及び都濃郡鹿野町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書第3条第2項により、当審議会として、以下の8項目について意見具申をいたします。

記

1. 市内小・中学校への図書館司書等の配置について
2. 市道瀬ノ上・津木線先線の整備事業について
3. 福川駅前周辺整備事業の早期着手について
4. 公園（永源山公園、福川辰尾公園、長田海浜公園）の整備について
5. 下水処理事業（農業集落排水事業）の推進について
6. 富田東児童館管理・運営の業務委託について
7. 新南陽総合支所の分庁舎としての使用について
8. 遊休不要資産の処分について

1．市内小・中学校への図書館司書等の配置について

旧新南陽市では、これまで小・中学校の学校図書館に司書など司書教諭を補助する臨時職員が配置されてきました。学校教育施設を充実させることの一環として実施されてきたものですが、子ども達の情操教育の観点から非常に意義のあることだと考えています。

合併を機にこの施策を拡充し、市内の全小・中学校の学校図書館へ司書等を配置することを提案します。

昨今、少年による凶悪犯罪の増加や低年齢化が深刻な社会問題となっており、少年犯罪に対する厳罰化を求める声も各方面から上がっています。また、文部科学省も道德教育の強化を図っています。

しかし、こうした対症療法だけでは抜本的な解決にならないと思われます。病んでいる子供達の心を癒すことや感受性の豊かな子供達を育てることを真剣に考えていく必要があります。

幸い周南市は、まちづくりの基本を「ひとが輝く」ことに置き、また青少年の健全育成を市政の重点施策として取り組んでいます。ぜひ学校図書館を充実させ、本に親しみ豊かな感受性や想像力を持った子供達を育てていく環境を整備していただきたい。

なお、財政事情から全ての小・中学校へ固定的に配置できない場合には、次のような方法も考えられます。

記

- (1) 大規模校へは固定配置とし、小規模校は数校を1グループとして巡回する。
- (2) 市内の全ての対象校を数グループに分け、規模に応じて巡回する。

2．市道瀬ノ上・津木線先線の整備事業について

市道瀬ノ上・津木線は旧徳山市と旧新南陽市との市境となっていた当時、長田団地の造成工事に関連して平成12年度に施工され、旧新南陽側のみ供用されています。

先線となる市道「津木地区」との接続がなされず、行き止まり状態となっており、結果的に長田団地の販売促進にブレーキがかかっています。

津木・長江・桑原地区民にとっては、不便でかつ危険な生活道であるのみならず、このたびの台風18号においても路線の一部が崩壊して一時期交通不能の状態となりました。

また、当地区は周南市にあっては自然豊かな海岸地域で、大津島とも近く風光

明媚な自然環境を醸し出しています。さらに、公共施設である桑原不燃物処分場から、国道2号、JH徳山西ICにも至近なルートがあり、改良をすることにより今後の市政の発展に大いに役立つ開発余力のある地域です。

これらの地域振興を総合的に図っていく上からも、緊急な整備を提言します。

3．福川駅前周辺整備事業の早期着手について

駅前周辺はその地域の表玄関口として位置づけられる重要な地区です。とりわけ福川駅においては通学・通勤をはじめとした多くの利用があり、地区の要となっています。

しかしながら、駅前周辺の整備は立ち遅れて旧態依然であり、「整然・清潔・明るい・安心」等の要件を満たしているとは言えず、好ましい環境にないのが実情です。特に駐輪場が整備されていないため、自転車が構内の至る所溢れんばかりに置かれています。その上、送迎用の自動車が進入してくるため、JR利用者にも大変危険な状況です。

また、福川駅周辺を整備していくことは、駅の利便性を向上させるだけでなく、地域の人のふれあいの場として福川地域全体の活性化にも大きく寄与するものと考えます。

そのために、国鉄清算事業団から取得した土地を含めた市有地等を利用して

- (1) 駐輪場の整備と送迎利用車への駐車場の確保
- (2) 駅前への交番の誘致
- (3) 一部を広場・公園化
- (4) 南北連絡通路の老朽化対策

について早期の着手を要望します。

4．公園（永源山公園、福川辰尾公園、長田海浜公園）の整備について

(1) 永源山公園の南エントランス整備

南エントランス整備については、関係権利者の理解と協力が得られるよう最大限の努力を傾注され、早急に事業実施されるよう要望します。

JR新南陽駅側から永源山公園にアクセスができれば、永源山公園の魅力が更にアップし、周辺商店街活性化への波及的効果が大きいこと、また、懸案となっている駐車場を増やすことができ、将来の「学び・交流プラザ整備事業」に永源山公園が至近距離という好条件が付加されます。

(2) 福川辰尾公園と周辺整備

福川市街地区に近い辰尾公園は、地域住民の憩いの場、ふれあいの場としてもっと気軽に立ち寄れるよう、公園としての法律上の位置づけを行われるとともに、アクセス道路及び周辺の環境整備を要望します。

(3) 長田海浜公園の整備

同公園は周南市にあって自然豊かで風光明媚な立地条件に恵まれ、市民の憩いの場として利用されています。しかしながら、同公園は養浜事業（砂の補充）利用調整事業が未完成であり、引き続き早急な事業実施を要望します。

完成の暁には市民の憩いの場としての更なる利用、また市の観光資源としても大切な目玉の一つとなることが期待されます。

5 . 下水処理事業（農業集落排水事業）の推進について

旧新南陽市の和田地区（人口約 1,800 人、戸数約 630 戸）における下水道整備事業は、平成 8 年に公表され、順次、米光、平木、和田、夏切地区、高瀬地区（平成 16 年 3 月）に施工されてきました。残る中村地区は平成 14 年 3 月公表の実施計画によれば、高瀬地区の工事が完了次第、すなわち平成 16 年には着工の運びとなる計画でした。このような下水道整備事業の計画があるため、過渡期における中村地区への合併浄化槽設置の補助金の支給は停止されてきましたが、一方、下水道整備事業が 10 年以上遅れる馬神、大谷、池広地区には前記の補助金は支給されてきました。

平成 15 年 4 月に 2 市 2 町の合併により周南市が発足し、新市になっても平成 16 年度には当初の計画どおりに中村地区の下水道整備事業が実施されるものと、地区の人たちは信じてその期待感は大でありました。

ところが、新市が発足した現在、未だに下水道整備事業の実施についての計画が示されていません。周南市の発足が下水道整備事業を遅延させているとすれば、地区の人たちの新市に寄せる期待感が大きかっただけに失望感もまた大きいものがあります。

狭い地域に下水道整備の実施区域と未整備区域が存在することは、地区の人たちにとっては不公平感が漂う印象は免れません。

早急に中村地区の下水道整備事業を実施されるよう要望します。

6 . 富田東児童館管理・運営の業務委託について

周南市の行・財政改革を進めていくとの観点から、富田東児童館を下記のとおり NPO 法人等へ業務委託することを提案します。

当面は児童館の管理・運営業務を対象としますが、これはあくまでも試行という位置づけで考えています。

今後、他の行政サービスへも順次拡大していくことが前提であり、この試行によって得られるノウハウを今後の業務委託推進へ活用するとともに、受け皿となる NPO 法人等の育成や市民活動の活性化を促すことが主なねらいです。

記

(1) 委託の対象範囲

富田東児童館の施設管理及び運営全般
併設の児童クラブの運営

(2) 委託開始の時期

平成 17 年度から

(3) 委託先

NPO 法人

(4) 委託の目的

行・財政改革を推進するために、積極的に業務委託を図る必要があります。

- ・自治体周辺業務の NPO 法人への委託は、全国的にも行われており、行・財政改革の手段として効果が認められています。

各種行政サービスの委託先として活用するため、今後積極的に NPO 法人を育成していく必要があります。

- ・児童館の運営は比較的業務委託がしやすい。
- ・いろんな分野にノウハウを持つ市民がたくさん在住しており、市の積極的な支援があれば受け皿作りは難しくない。

NPO 法人等の積極的な育成・支援は、次のような効果が期待できます。

- ・ボランティアなど市民活動が活性化します。
- ・行政サービスの在り方への市民の関心が高まり、積極的な市民参画が期待できます。
- ・まちづくり総合計画における「ひとが輝くまち」を実現するための効果的な手段として期待できます。

7．新南陽総合支所の分庁舎としての使用について

合併当初、旧徳山市役所を本庁としましたが、旧徳山市役所庁舎だけでは手狭になり、N T Tビルの一部を賃貸借し、みゆき通り庁舎としました。現在、道路課、河川港湾課、監理課、農政課、林政課、地籍調査課、水産課、都市整備課、区画整理課の9課がN T Tビルの2、4階の1,223㎡と駐車場を借り受け、光熱水費を含めると年間約5,400万円の経費がかかっています。

一方、新南陽総合支所は合併に伴い、組織の改編が行われ管理部門や議会等が本庁に集約された結果、部屋のかなりの部分が未使用で有効利用がなされているとは言えません。

同総合支所は本庁から至近距離にあり、立地は交通に便で、駐車場も確保されています。財政が逼迫している市の状況を鑑みると、同総合支所の庁舎について総合支所としての機能を果たしつつ、本庁機能の一部を移管することを提案します。

8．遊休不要資産の処分について

経済情勢は一部に明るさが見られるものの、バブルの破綻以来、長引く経済不況により、市の税収入も減少し厳しい状況が続いています。それに加えて、三位一体の行・財政改革の推進とともに市の財政運営は今まで以上に重点的かつ効率的運用が望まれます。

このような財政状況下で周南市の保有している資産を、この際徹底的に分類・精査することを要望します。特に利用計画で目途の立たない遊休不要資産については処分計画を市民に明らかにすることにより、市民に将来の展望と安心を与え、合併による一つの成果を眼に見える形でアピールできると考えます。

関連して、保有土地の活用、例えば米光企業団地及び長田団地については、地域の活性化と市勢の発展を図る上で重要であり、販売促進に注力されるよう要望します。